

2014.11.5

発行者：勝手に支援団 菅野真知子

machiko.sugeno@nifty.com

大 間 原 発 は い ら な い ！

—勝手に支援団ニュース 14 号—

10月17日

紅葉が始まり街路樹のナナカマドの実が真っ赤になった函館で、10月17日、第14回口頭弁論が開かれました。裁判に先立ち、弁護士会館で事務局から今までの経過説明がありました。裁判所から二度にわたり

- ① 意見陳述は当分認めない
- ② 当事者席に座る原告の氏名を前日までに通告する
- ③ 傍聴席を減らす

と言ってきています。事務局はその撤回を求めて抗議していきませんが、裁判の遅滞は求めるものではないので今回は従うことにしました。裁判所の警備は今までにない物々しい雰囲気、傍聴券の当選者は15名です。電源開発側の傍聴者も増えています。原告席に座るために氏名を確認されました。

裁判の冒頭訴訟の会代表竹田とし子さんが「進行についての要望」を述べました。原発の裁判では原告一人ひとりが当事者であり、気持ちを裁判所に知ってもらうことこそ大切、意見陳述を認めるよう、また、原告が多く、原告席、傍聴席を減らさないようにと訴えました。

次は、河合弁護士が「大飯判決と本件訴訟との関係」と題するプレゼンテーションを行いました。大飯判決は、専門的な技術論争ではなく、万が一にも苛酷事故の危険があれば稼働は許されないというものです。いのちと経済活動は比較できないこと、全国の原発でこの10年以内に、関西電力も認める冷却ができなくなる基準地震動1260ガルを超える地震が5回もあったことを指摘しています。大間原発の基準地震動は全国最低の450ガルです。

森越弁護士は電源開発代理人に対して、新規制基準に対するバックフィット申請はいつ提出するのか追求しました。「回答する用意はない」というのが電源開発の発言です。

この間も大間原発では工事が進んでいます。「新規制基準による許可もないまま工事を進めることは許されるのか」と原告、傍聴席はあぜんとし、さすがの裁判長も「答えなさい」と促しましたが沈黙したままでした。20人もの被告代理人はなんのために出廷しているのか、いつもながら不思議です。

進行協議に同席する

裁判後の進行協議にも原告として出席することができました。相手側は国の代理人 8 名、電源開発の代理人 12 名と職員 2 名です。私達も弁護士と原告 6 名が参加しました。裁判所の 5 階からは五稜郭タワーが見え、壁にはハリストス正教会を描いた油絵がありました。2011 年 3 月 11 日、進行協議中にあの地震が起きたと聞いていた 5 階です。3 人の裁判官は私服姿で現れました。河合、森越弁護士は原告側の主張はほぼ終わっているにもかかわらず、電源開発が認否すらしていないことを追求しました。

裁判長は 3 月末で移動が決まっています。河合弁護士は裁判が同じことのくり返しにならないよう、争点整理表を作って交替に備えるよう要望し、裁判長は承知しました。裁判長はのらりくらりと弁解に終始する電源開発代理人に対しいらした様子で、反論を早く出すようかなりきつく言いました。また、大飯判決について関心を示しました。

次回は 3 月 27 日(金曜日) 2 時半、次々回は 6 月 4 日(木曜日) 2 時半と決まりました。新規制基準による申請も出さず、工事は進めているのです。裁判所は、次回には必ず反論を出すよう命じました。

報告会では、森越弁護士より第 6 次原告を募集中で 12 月には提訴したいこと、6 月 4 日の裁判は新しい裁判長になり、その裁判体から判決をもらうことになるのでまた大勢で傍聴に来てほしいとの要請がありました。

大間原発訴訟の会事務局からのお願い

8 月、9 月の 2 度にわたって函館地裁から次のような通告がありました。

- ① 当分の間、原則として原告の意見陳述を認めない
- ② 原告の傍聴席を 8 席減らす
- ③ 原告当事者席(29 席)に座る弁護団、原告は前日までに氏名を報告せよ
裁判所の横暴に抗議文を出してください。

040-8601 函館市上新川町 1 番 8 号 函館地方裁判所

裁判長 鈴木尚久 裁判官 矢口俊哉 天田愛美

道内の各地裁を統括している札幌高裁長官にも抗議文を出してください

060-0042 札幌市中央区大通西 11 丁目 札幌高等裁判所

長官 大橋寛明

大間原発訴訟の会

事務局：040-0003 函館市松陰町 1-12 函館 YWCA 内

電話 070-5285-1071 (中森)

FAX 0138-52-4462

10月29日

東京地裁で、函館市が提訴した裁判の第2回口頭弁論がありました。傍聴整理券配布締め切りの2時半には地裁前に大勢が集まりました。この日は79枚の傍聴券が抽選によって交付されました。

原告代理人は第2準備書面を陳述しました。通常裁判では書面を提出することを「陳述」と言いますが、今回はパワーポイントを使って内容を説明する時間が与えられました。前回、国・電源開発が却下(門前払い)を求めたことに対する反論です。国は、地方自治体には原告として資格がないと主張しています。

代理人弁護士は地方自治体には「存立維持権」があると、具体的な内容を提示しました。憲法92条は、地方自治体の持つ権限を保障しています。自治体の首長には住民の安全や公共財産を守る責任があります。福島第一原発の事故で、多くの自治体の財産(学校、道路、水道施設など)が失われました。浪江町は立地地域でないにもかかわらず100%の住民が避難生活です。ドイツでは、自治体が原告になった裁判があります。国側は原告適格なしとする根拠の判例をいくつか示していますが、的外れなものです。門前払いにされたら、権利侵害をどこに訴えるのかと国の主張の不当性を陳述しました。

また、電源開発は「新規制基準による設置許可申請もまだで、どうなるかわからない。裁判で争う段階ではない」という趣旨の反論を出したようです。河合弁護士は、全国の脱原発訴訟で今までに聞いたことのない主張だと前置きし、差し止め訴訟は許可が出ないと提訴できないのかと釈明を求めました。株主総会では早期稼働を約束しています。「二枚舌」と弁護士は断じ、早期の判決を求めました。

裁判長は熱心に時々頷きながら聞いています。「内容について、a 法的論点 b 施設関連 c 立地 d 損害論 e その他として整理するのはどうか」と提案、双方は検討すると答え閉廷しました。

次回12月25日 次々回3月19日いずれも3時東京地裁です

報告会

裁判後、場所を参議院議員会館に移して報告会が開かれました。10月2日に函館市で行われた日弁連人権大会での工藤函館市長のインタビューDVDが上映されました。残念なことに音声聞き取りにくく内容を理解できませんでしたが、インタビューを担当した兼平弁護士によれば、函館は3・11の影響で海産物が売れず、観光客も激減したこともあり、経済界も議会も大間原発に反対しており、提訴することに問題はなかったと語りました。全会派で浪江町、南相馬市を視察し、全会一致での訴訟になりました。全国の原発周辺の首長は福島を視察すべきではないでしょうか。もちろん、工藤市長には人知れぬご苦勞はあったことと思います。

その後、中野弁護士からこの日陳述した準備書面についていねいな説明がありました。原発事故という自治体の存続を危うくする事態に対して、自治体が訴訟の当事者になれないということがあるのでしょうか。この裁判では、市民の提訴した裁判に比べて国の抵抗が強いような気がしました。国にとって地方自治体が提訴した衝撃は大きいのでしょうか。原発周辺地域の自治体の首長、議会は福島で崩壊した市町村を視察してほしいものです。

訴訟の会代表竹田とし子さんは大間原発に反対してきた歴史を話しました。1994年に「ストップ大間原発道南の会」を立ち上げ、函館市民が当事者になるべく、ヒアリングを要求したり、青森へ通い熊谷あさ子さんを支援してきました。しかし、二転三転した計画は2008年4月、当時の甘利通産大臣によって、改良型沸騰水型軽水炉、フルMOX、138万kwhの商業発電として許可されました。この年は洞爺湖サミットがあり、地球温暖化が喧伝されたことが追い風になりました。2010年には函館でシンポジウムが開かれましたが、講師が田中知、奈良林直などで安全神話を振りまく全くアリバイ工作的なものでした。このような取り組みの上に2010年7月提訴に至りました。この市民の地道な取り組みがあって函館市の提訴もあったのです。

この報告会は、女性おふたりの「関東の会」が準備してくださいました。感謝です。

・8月31日、竹田さんは泉北ニュータウン教会で講演しました。和歌山、京都、兵庫から駆けつけた方たちもいて70名を超すなかで熱心な応答があり、原告のお申し出もありました。10月30日は、千葉市の小さな集まりでお話ししていただきました。竹田さんは、ご要望があればどこへでも行きお話しさせていただきますと言っています。実際に顔と顔を合わせ、お話を聞くことで大間原発の問題がより身近になったと言う友人がいます。是非、ご計画ください。

・函館へ何度通ったでしょう。親しい友人たちが暮らし、祖父母にもゆかりのあるお気に入りの街のひとつですが、地形、歴史、文化など、絶対に放射能で住めない土地にしてはいけないと思う気持ちが募ります。今回も「函館市文学館」をのぞきました。小さなミュージアムですが啄木の書簡など見応えがあります。函館市内の大学などが合同で行う「函館学」、『函館とアイヌ教育史』『江戸幕府と蝦夷地・箱館』など幅広いテーマです。そのブックレットも出版されています。また、全国各地で行われる「バル街」も函館西部地区が発祥です。なにより、おいしい食べ物が多く、毎回必ず「自由市場」には足を運びます。海産物や野菜など見るだけでも楽しい市場です。そして、スペイン料理学会が開かれるほど。バス料理も食べられます。裁判のたびに、市民の、街を守りたい気持ちが感じられます。少し、うらやましいほどです。